

## 第23期佐世保市農業委員会第35回総会議事録

1 開催日時 令和2年4月27日(月) 13時30分から15時00分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 徳衛	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	井手 源一郎	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員(1名)

4番 長谷川 清美

5 出席推進委員

無し

6 農業委員会事務局職員

事務局局長	中里 忠義
事務局次長	菊永 朋美
事務局係長	博多屋 孝昭
事務局主査	藤 和弘
事務局主査	岩佐 隆志
事務局主査	岩崎 孝典
事務局主任主事	田中 豊
事務局主任主事	牟田 雄介

7 議事日程

議事録署名委員の指名

第352号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第353号議案 農地改良届について

- 第354号議案 非農地証明願について
- 第355号議案 非農地通知について
- 第356号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第357号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 第358号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
- 第359号議案 農用地利用配分計画（案）について
- 第360号議案 令和2年度佐世保市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について
- 第361号議案 令和元年度 佐世保市農業委員会事業報告（案）について
- 第362号議案 令和2年度 佐世保市農業委員会事業計画（案）について
- 第363号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」（案）及び「活動計画」（案）について
- 
- 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
- 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告4 農地転用許可不要案件の受理について
- 報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について
- 報告6 都市計画法に係る開発事前審査開催状況について
- 報告7 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について
- 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について
- 報告10 令和元年度農地転用・移動等の総括について

## 8 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第35回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。今日は35回総会ということで、お集まりいただきましたけれども、ご案内のようにコロナの対策ということで、変則的な開催となりました。スムーズに総会を進めてまいりたいと思います。また、私たちもかからないよう注意し、一日も早い終息を願うところです。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は4番、長谷川委員から欠席届が出ておりますが、委員総数19名中、18名の出席により、出席委員数

が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることをご報告いたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、本総会については、推進委員の出席を求めませんでしたので、本日は農業委員のみでの開催となりますことを申し添えます。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、18番 内野正実委員、19番 大宅和子委員、補充として1番 有馬秀志委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

第352号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第352号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の1筆の一部。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は364㎡です。転用目的は資材置き場。権利は、賃借権設定です。施設は、建築資材等置き場です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保東翔高等学校近くの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1m。土留め工事を行う。日照通風、高さのある資材を置かないようにし、隣地に影響を及ぼさないようにする。排水計画、雨水は溜桝から自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、大野地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、松瀬町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は2,112㎡です。転用目的は太陽光発電事業。権利は、地上権設定です。施設は、太陽光パネル272枚、パワーコンディショナー9台、設置面積は444.76㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは北池野公民館より北に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。濁水等流出防止のため敷地下部に溜桝を設ける。日照通風、設備に高さがなく、メッシュ式のフェンスを設置する。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書添付。都市計画法関係は許可不要です。

3番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町中尾の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計1,385㎡です。転用目的は太陽光発電設備。所有権移転売買です。施設は、太陽光パネル220枚、パワーコンディシ

ヨナー5台、設置面積は448.8㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは中尾地区公民館より東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、パネル高を加減1.6m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上3件です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、1番早岐地区につきましては、私の担当地区となりますので、私から報告をさせていただきます。4月23日に久野推進委員と現地を確認してきました。事業者が事業の拡張のために資材置場が必要ということであり、仕方ないと見てまいりました。以上です。

次に、2番大野地区

9番 9番、井手です。4月22日に牟田推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画どおり施工されれば問題ないだろうと見てまいりました。以上です。

議長 次に、3番江迎地区。

17番 17番、松永です。4月26日に小川推進委員と現地確認を行いました。周りは荒れており、致し方ないと見てまいりました。以上です。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。  
3番阿波委員。

3番 3番、阿波です。2番の案件について、面積が2,112㎡に対して、設置面積が444.76㎡となっており、残りの約1,500㎡はどのような使われ方をするのでしょうか。

事務局 残りの約1,500㎡につきましては、施設内の通路や法面等の傾斜地で利用ができない部分となります。

議長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願い

いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第352号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第353号議案 農地改良届について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第353号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、針尾北町。地目は、登記畑、現況休耕。農地面積、施工面積は751㎡の内の315㎡です。農地改良を必要とする理由は、2枚の畑を1枚にし、効率を上げる。参考事項としまして、こちらは、宮之浦公民館から南西に約300mの位置にあります。作付計画は、カボチャ。作付予定日は、令和3年4月15日。工事期間は、令和2年5月1日から令和2年10月27日。施工業者は記載のとおりです。土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.2mとなっております。土の量は250㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振外です。

2番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、針尾北町。地目は、登記畑、現況休耕。農地面積、施工面積は469㎡の内の50㎡です。農地改良を必要とする理由は、畑地を嵩上げし、作業効率を上げる。参考事項としまして、こちらは、宮之浦公民館から南西に約270mの位置にあります。作付計画は、カボチャ。作付予定日は、令和3年5月1日。工事期間は、令和2年5月1日から令和2年10月27日。施工業者は記載のとおりです。土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高0.7mとなっております。土の量は30㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振外です。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番針尾地区。

1番 1番、有馬です。4月23日に原委員と現地確認を行いました。2件とも市道の拡張等の工事を行っているところの隣接になります。道路工事に伴い、道路から段差ができ、作業がしにくいということで嵩上げを行うというもので、計画どおり作業を行えば、問題ないと判断しました。以上です。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願い

いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第353号議案については、受理することといたします。  
次に、第354号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第354号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、広田町。地目は、登記畑、現況公衆用道路。面積は85㎡です。願出の理由としては、昭和25年以前から公衆用道路として利用していた。現在も公衆用道路として利用。参考事項としまして、こちらは、広田小学校から東に約100mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

2番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、天神一丁目。地目は、登記畑、現況宅地。面積は21㎡です。願出の理由としては、昭和21年1月13日以前から隣接の宅地と一体として利用していた。現在も宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、天神小学校から北東に約280mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、天神五丁目。地目は、登記畑、現況宅地。面積は73㎡です。願出の理由としては、昭和26年頃に住宅を建築した。現在も宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、天神小学校から南東に約120mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

4番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、天神三丁目。地目は、登記畑、現況用悪水路。面積は57㎡です。願出の理由としては、昭和58年10月27日に現況用悪水路として非農地証明発行済み。現在も用悪水路として利用。参考事項としまして、こちらは、西天神バス停から南東に約200mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-7に該当します。

5番、宇久地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、宇久町平。地目は、登記畑、現況宅地。面積は294㎡です。願出の理由としては、昭和58年10月29日付、転用目的宅地として農地法第5条許可済み。昭和58年11月28日目的どおり住家完成。現在も宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、宇久行政センターから東に約700mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-3に該当します。

以上5件です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、1番早岐地区につきましては、私の担当地区となりますので、私から報告をさせていただきます。4月23日に久野推進委員と現地を確認してきました。ここは私が小さい時から既にバスも通るような道となっており、問題ないと見てまいりました。以上です。

次に、2番から4番日宇地区。

6 番 6番、浦です。4月19日に磯本推進委員と一緒に見てまいりました。3件とも市街化区域です。2番の案件は宅地として利用されており、問題ありません。同じく3番の案件につきましても宅地として利用されておりまして、問題ありません。4番の案件つきましても、宅地の中の水路として利用されているところで、これも問題ありません。以上です。

議 長 次に、5番宇久地区。

1 5 番 15番、西尾です。4月24日に菅推進委員と現地確認を行いました。願出のとおり、過去に転用許可を受けており、その後地目を変えていなかったということですので問題ありません。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第354号議案については、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第355号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、説明の前に、削除をお願いします。三川内地区の21番の分です。よろしくお願いします。

それでは、第355号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、最終合計で207筆、面積9,975.64㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。21番を除いて賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第355号議案について、21番を除いて非農地通知を発出することとします。

次に、第356号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第356号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町の1筆、地目は登記田、現況田。面積1,676㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町の2筆、地目は登記田及び畑、現況田。面積合計1,928㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地船越町の1筆、地目は登記畑、現況畑。面積986㎡、農振外区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、江上地区。

2 番 2番、川上です。4月24日に、北村推進委員と現地を確認しました。1番につきましては、長年、譲受人がレンコンを耕作されているところで、譲渡人が体調不良のため譲渡するものです。次に2番も、譲渡人の都合で譲渡するもので譲受人が耕作する土地の隣接地となります。2件とも問題ありません。以上です。

議 長 次に、3番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。4月24日に伊賀崎委員と現地を確認しました。売買の価格が高く設定されているため、譲受人に話を聞いたところ、譲渡人との間で決定したものとのことでした。特に問題はありません。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。



委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第356号議案について、許可することとします。  
次に、第357号議案 農用地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第357号議案 農用地利用集積計画(案)についてご説明いたします。  
利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区1件、三川内地区3件、中里地区1件、吉井地区4件、世知原地区4件、江迎地区6件、鹿町地区2件の計22件。解除条件付きの利用権設定は、吉井地区1件。所有権の移転は、宮地区1件、全体で24件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。  
なお、利用権設定の13番につきましては、田中委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしく願いいたします。

議長 13番世知原地区については、田中委員の案件ですので、先に審議します。田中委員は一時退室をお願いします。

～田中委員退席～

議長 13番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、13番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 13番の案件につきましては、承認いたします。田中委員につきましては入室し、着席してください。

～田中委員着席～

議長 はい、それでは13番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、13番を除く案件についての採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 それでは、第357号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので、(案)を削除してください。

続きまして、第358号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 第358号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区2件、柚木地区1件、吉井地区1件、世知原地区1件、江迎地区1件で、合計6件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第358号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第359号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第359号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区4件、早岐地区1件、柚木地区4件、吉井地区1件、世知原地区1件、江迎地区1件で、合計12件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当で

あるかの意見照会がなされたもので、第358号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第359号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

続きまして、第360号議案 令和2年度 佐世保市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第360号議案 令和2年度佐世保市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）についてご説明いたします。

例年、農地の利用状況調査を実施する際に、調査の期間、実施体制などについて、同様の実施要領を定めており、今回の議案は令和2年度版の実施要領となります。今回の説明についてですが、総会審議事項であります「実施要領（案）」と併せて、調査方法等についてもこの場をお借りしてご説明させていただきます。また、地図等の調査用品に関してですが、現在、県に対して事業計画を提出し交付金の割当内示を待っている状況であり、現時点では予算執行が出来ないため、調査用品等については、後日、準備が整い次第お渡しいたしますことをご了承ください。

それでは、「総会資料」の25～27ページをご覧ください。

まず、第2条において、5月から8月を農地パトロール月間と設定しています。

次に、第5条において、必要に応じて「地域の農地事情に精通している者」＝協力員を設置できるとしてありますので、協力員について、設置したい地区がございましたら、担当までご連絡下さい。協力員の推薦につきましては、農業委員の署名をお願いします。なお、協力員には、1時間あたり1000円を上限に、予算の範囲内で手当を支給します。

次に第8条に記載のとおり、農業委員、最適化推進委員においては、利用状況調査の毎月の活動状況を「農地利用最適化推進業務活動報告書」に記録し、翌月初旬を目途にして提出をお願いします。また、後日になりますが、全国農業会議所等が定める「令和2年度 農地パトロール実施要領」において、重要な追加項目がありましたら、佐世保

市版実施要領も修正するとともに皆さまへお知らせします。

実施要領（案）については以上です。続きまして「補足説明資料」をご覧ください。

1 「調査の実施について」ということで、調査期間等について記載しています。なお、2 ページから 4 ページに「利用状況調査の留意事項について」を記載していますので、地図への記載方法や、耕作・管理がなされている箇所には何もつけないなど、確認いただきながら調査をお願いします。判断が難しい農地については、事務局も一緒に現地確認しますので、ご不明な点ご連絡ください。

1 ページに戻りまして、次に、2 「協力員の設置等について」ですが、5～6 ページに、協力員の推薦書、承諾書の記入例を記載しています。5 ページの「推薦書」については、農業委員にて記入をお願いします。6 ページは、協力員からの「承諾書」となります。「推薦書」と「承諾書」については、2 枚セットで事務局担当まで、5 月 22 日（金）までに必ずご提出をお願いいたします。

1 ページに戻りまして、次に、3 「利用状況調査の報告書について」ご説明します。農業委員・推進委員においては「農地利用最適化推進業務活動報告書」を、協力員においては、「利用状況調査報告書」に記録し提出をお願いします。7～8 ページにそれぞれ記入例を記載していますのでご確認ください。推薦書、承諾書、協力員用の報告書の用紙を、本日、封筒に入れてお配りしております。

1 ページに戻りまして、次に、4 「農地利用状況調査（遊休農地対策事業）のスケジュール」についてですが、調査実施から利用意向調査、農地中間管理機構への通知までのスケジュールを記載しております。なお、本日配付の資料につきまして、地区推進委員へお渡しいただくとともに、今回ご説明差し上げました内容についてもお伝えいただければと考えております、大変お手数おかけしますがよろしく願いいたします。

補足としまして、今回 7 月の改選におきまして退任される委員の方におかれましては、引き続き協力員としてご協力をよろしく願いいたします。

以上、第 360 号議案の説明となります。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 （なし）

議 長 先ほど事務局から説明がありましたように、改選時期ですので代わられる方はご協力をお願いします。

異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議 長 賛成多数ですので、第 360 号議案は、承認されましたので、（案）を削除願います。次に、第 361 号議案 令和元年度 佐世保市農業委員会事業報告（案）について、

第362号議案 令和2年度 佐世保市農業委員会事業計画（案）について、及び、第363号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」（案）及び「活動計画」（案）については、一括で審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、第361号議案 令和元年度事業報告（案）について、ご説明いたします。

この事業報告につきましては、次の議案「令和2年度事業計画」及び「活動の点検・評価及び活動計画」と同じく、佐世保市農業委員会の運営の透明性を確保するために、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、総会の議決を経て公表するものであります。公表の方法は佐世保市のホームページで公表をいたします。

なお、議事時間短縮のため、読み上げについては割愛させていただき、説明を簡略いたしますのでご了承ください。

別冊の第361号議案の1ページをお開きください。

I会議についてです。1総会の開催状況を1ページから5ページに記載しています。審議案件の件数については、5ページの表のとおりです。次に、2小委員会については、5つの小委員会を設置し活動しました。（1）農政対策推進検討委員会、（2）情報提供対策委員会、（3）農地利用最適化対策委員会【農地集積】と（4）農地利用最適化対策委員会【荒廃農地】、（5）農業者年金推進対策委員会において、それぞれ記載のとおり協議をしました。

次に、II事業です。7ページをお開きください。1農地等の利用の最適化推進業務についてです。（1）遊休農地の解消では、（農地の）利用状況調査及び（遊休農地所有者）意向調査を記載のとおり実施しました。（2）認定農業者農地集積助成金、（3）農地の流動化、（4）ブロック会議開催についての実績は記載のとおりです。2農地の無断転用の防止については、無断転用防止チラシを市内に配布し、「広報させぼ」8月号に啓発記事を掲載しました。9ページになりますが、3農業者年金業務、4広報活動、5家族経営協定締結推進、6国有財産の管理事務についての活動及び実績は記載のとおりです。

最後に、IIIその他です。1全国農業新聞普及拡大、2佐世保市認定農業者協議会との意見交換会、3令和元年度地区別農業委員等研修会、4令和元年度農業委員会視察研修について、記載のとおり実施しております。

以上が、令和元年度佐世保市農業委員会事業報告（案）でございます。

引き続き、第362号議案 令和2年度農業委員会事業計画（案）について、ご説明いたします。

別冊の第362号議案の1ページをお開きください。前段に農業情勢や基本的な考え方を記載しております。

I会議等について、1総会は毎月1回、27日を基準として開催いたします。2役員会は、会長・副会長において必要に応じ開催いたします。次に、2ページをお開きください。3小委員会については、5つの小委員会を設置し検討・協議をしていきます。なお、委員改選時の7月までは、小委員会の委員のメンバーは現行の体制でいきたいと考えております。各小委員会の第一回目の開催は5月の総会終了後、実施したいと考えて

おります。研修会については、必要に応じ開催していきます。

次に、Ⅱ農地等の利用の最適化の推進に関する意見書提出についてですが、必要が生じた場合は、協議のうえ、行政機関等に意見書の提出を行ってまいります。

Ⅲ事業について、1農地等の利用の最適化推進業務では、(1)担い手への農地集積・集約化を目的とした①利用関係の調整と利用権設定の推進、②中間管理事業との連携活動、③人・農地プランの話し合いへの参加を行ってまいります。次に3ページをお開きください。(2)遊休農地の発生防止・解消については農地の利用状況調査・意向調査を実施していきます。(3)新規参入の促進活動については、関係機関との連携を図りながら相談対応を行ってまいります。(4)農地等の利用の最適化の推進会議については、必要に応じ地区別ブロック会議等を開催していきます。2農地の無断転用の防止については、(1)農地パトロール、(2)無断転用防止の啓発、(3)無断転用の指導強化の活動を例年どおり行ってまいります。次に4ページをお開きください。3農業者年金業務については、(1)加入推進、(2)現況届、(3)相談会などの各事業を行ってまいります。次に5ページをお開きください。4広報活動については、農業委員会だよりを発行し、情報提供を図っていきます。5家族経営協定締結推進については、本年度も目標を5家族とし、締結に向けて推進していきます。6国有財産の管理事務については、年1回の現地確認を行い、適切に管理していきます。

次に、Ⅳその他ですが、1全国農業新聞普及拡大については、委員1人あたり2部以上の購読を推進していきます。年間の購読目標部数は256部としています。

以上が、令和2年度佐世保市農業委員会事業計画(案)でございます。

次に、第363号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」(案)及び「活動計画」(案)について、ご説明いたします。

こちらは、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、国の様式に基づいて作成、整理し、国・県へ報告及び公表を行うものです。

まず、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。

Iの農業委員会の状況について、本市の農家・農地等の概要、農業委員会の体制、委員数などについて記載しています。

次のページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について、記載しています。令和元年度の目標1,441haに対し、1,442haの集積実績となっており、100.1%の達成状況となっております。これは、農地中間管理事業を活用した農地の集積面積が多かったことが要因と考えております。

次のページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、記載しています。令和元年度における新規参入経営体は、目標7経営体に対し、5経営体の実績で、達成状況は71.4%。参入面積の達成状況は2,970%となっております。この面積増については、宇久メガソーラー事業に伴う営農型パネル設置に係る集積面積が多かったことが要因となっております。

次のページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価について、記載し

ています。解消目標53haに対し、4.8haの解消実績となっており、達成度は9.1%にとどまっております。

次のページをご覧ください。V違反転用への適正な対応についてです。違反転用への適正な対応についてですが、令和元年度末の違反転用面積は1.33haとなり、昨年度末より0.02haの是正となっています。

一度に全ての案件の是正や整理は困難ですが、今後も根気強く、地道に対応していきたいと思っております。

次のページをご覧ください。VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。農地法第3条、第4条、第5条の許認可の実績や農地所有適格法人からの報告実績、農地の賃貸借関係の実績を記載しております。

1枚めくりまして、次のページをご覧ください。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。

Iの農業委員会の状況は、管内の農家数等農水業センサスに基づき作成しております。農業委員会の現在の体制として、委員定数を記載しております。

次のページをご覧ください。II担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。管内の農地の担い手への集積率の更なる向上のため、委員一人2haの集積を目指し、74haという目標を掲げて活動してまいります。

IIIの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、過去3年間で一番多かった昨年度の数字5経営体を令和2年度の目標として事業を展開していく予定です。

次のページをご覧ください。IV遊休農地に関する措置についてです。管内のA分類廃農地面積を7年で解消することを基準とし、53haを目標面積として設定しております。目標達成の基礎となる農地の利用状況調査、利用意向調査は、委員の皆様のお力なしには実現できませんので、今年度もご協力をお願いいたします。

V農地の違反転用への適正な対応についてです。現在、対応中や指導中の違反転用案件の全てを是正する方針で計画を作成しております。

まとめでの説明でしたが、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

15番、西尾委員。

15番 15番、西尾です。第363号議案の中で、遊休農地の調査実施期間が7月から8月になっていますが、先ほどの第360号議案では、5月から8月となっています。統一したほうがよいのではないですか。

事務局 利用状況調査実施期間の5月から8月で統一しますので、実施計画については訂正させていただきます。

議 長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第361号議案、第362号議案及び第363号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。

これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。

報告1 農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、報告いたします。

江上地区1件、佐世保地区1件、宇久地区2件の計4件相続の届出を受理しております。

以上報告いたします。

議長 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和2年3月23日及び3月27日付局長専決事項として、柚木地区2件、相浦、九十九地区1件の計3件を受理しております。

以上、ご報告いたします。

議長 報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和2年3月23日、27日、30日及び4月14日付局長専決事項として、江上地区1件、早岐地区1件、日宇地区2件、柚木地区1件、相浦、九十九地区2件の計7件受理しております。

以上、ご報告いたします。

議長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について事務局の説明をお願いします。



- 事務局 はい、報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。  
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、江上地区2件、早岐地区1件、宇久地区1件の計4件を受理しております。以上、報告いたします。
- 議長 報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。  
法務局における地目変更登記申請に伴い、江迎地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。  
以上、報告いたします。
- 議長 報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明します。  
都市計画法に係る開発事前審査会が、令和2年3月26日に早岐地区1件について開催されております。  
以上、報告いたします。
- 議長 報告7 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、報告7 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について、ご説明します。  
指導要綱に係る事前審査会が、令和2年3月3日に日宇地区1件について開催されております。  
以上、報告いたします。
- 議長 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。  
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、世知原地区1件、江迎地区6件、鹿町地区1件を受理しております。  
以上報告いたします。
- 議長 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について事務局の説明をお願いします。

- 事務局 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。  
農用地利用集積・配分計画について、宮地区1件、早岐地区4件、柚木地区5件、江  
迎地区2件での解約通知を受理しております。  
以上報告いたします。
- 議長 報告10 令和元年度農地転用・移動等の総括について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、報告10 令和元年度農地転用・移動等の総括について、ご説明します。  
令和元年度中に審議した件数を取りまとめて掲載しておりますので、ご確認願います。  
以上、報告いたします。
- 議長 以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。
- 事務局 **【第24期農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の検討状況について】**  
**【新型コロナウイルス感染拡大防止対策について】**
- 議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。
- 副会長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これを  
もちまして、第35回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。